

令和2年度 第1回 上越市人にやさしいまちづくり
推進会議における委員からの質問等についての回答

議題 (1) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和2年度実施計画の進捗状況について

No.	◎意見等の項目		質問、意見等	委員名	担当課	回答
	事業No.	事業内容等				
1	17	録音図書の作製と貸出	録音図書の貸出について、視覚障害者の方とその他の方の割合を教えてください。	松本	社会教育課 (図書館)	視覚障害者の方以外の貸出実績については、以下のとおり。 【令和元年度実績】 ・録音図書延べ貸出回数 合計265回のうち、17回 (6.4%) ・録音図書延べ貸出タイトル数 合計707タイトルのうち、83タイトル (12.0%)
2	86	歩道・道路整備の推進	令和2年度の実績見込み中、歩道築造0.7キロについて、単独での歩道整備と改良工事に伴う歩道整備の内訳を教えてください。 また、道路築造0.2キロについて、歩道ありと歩道なしの内訳を教えてください。	小林	道路課	・令和3年度の歩道築造のうち、単独での歩道整備延長は0.7km、改良工事に伴う歩道整備はない。 ・また道路築造0.2kmは全て歩道なしの整備となっている。

令和2年度 第1回 上越市人にやさしいまちづくり
 推進会議における委員からの質問等についての回答

議題（2） 第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和3年度実施計画（案）について

No.	◎意見等の項目		質問、意見等	委員名	担当課	回答
	事業 No.	事業内容等				
1	80	公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	上越文化会館の工事について、自動ドアが設置されるのか。	山岸 (実)	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度実施の工事は、外壁改修や大ホール舞台機構設備改修であり、自動ドアの設置は含まれていない。 ・施設のユニバーサルデザイン化については、トイレの洋式化や障害者駐車場の増設等を順次進めている。
2	86	歩道・道路整備の推進	議題（1）と同様、令和3年度計画の歩道築造1.4キロについて、単独での歩道整備と改良工事に伴う歩道整備の内訳を教えてください。また、道路築造0.4キロについて、歩道ありと歩道なしの内訳を教えてください。	小林	道路課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の歩道築造1.4 k mのうち、単独での歩道整備延長は1.4 k m、改良工事に伴う歩道整備はない。 ・また道路築造0.4 k m（0.43 k m）のうち、歩道ありの整備は0.04 k m、歩道なしの整備は0.39 k mとなっている。

令和2年度第1回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日 時：令和2年10月9日（金）
午後2時～

会 場：上越市役所4階 401会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委員の変更について

4 議 題

(1) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和2年度実施計画進捗状況について
… 資料1、2

(2) 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和3年度実施計画（案）について
… 資料1、2

(3) 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査について
… 資料3、4

5 その他

6 閉 会

第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和2年度実施計画の進捗状況及び令和3年度実施計画（案）について

1 令和2年度実施計画の進捗状況

(1) 事業の実施状況及び目標達成状況

第4次人にやさしいまちづくり推進計画令和2年度実施計画に掲げた92事業の実績見込みについて評価を行った。事業の実施状況については、81事業が計画どおり実施（100%）、7事業が計画をほぼ実施（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の95.7%に達していることから、概ね計画どおり各種事業を実施できる見込みである。

また、事業の目標達成状況の見込みについては、76事業が目標達成（100%）、12事業が目標はほぼ達成（80%以上）し、この2つを合わせた割合が全体の95.7%に達していることから、概ね事業の目標を達成できる見込みである。

基本方針	施策の方向	資料2対応 ページ	事業数	担当課の評価			
				上段：事業実施 下段：目標達成			
				A	B	C	D
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	1	1 1			
	相談・支援体制の充実	1～2	11	11 11			
2 誰もが学べるまちづくり	自立・共生を目指す学校教育環境の充実	3	3	2 2	1 1		
	市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	3	3	2 2	1 1		
3 誰もが働けるまちづくり	雇用機会の創出	4	5	4 4	1 1		
	職業能力や人材の育成	4	3	3 3			
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	健診・保健指導等の推進	5	6	5 4		1 1	
	地域医療体制の充実	5	3	3 3			
	高齢者福祉の推進	6～7	10	8 7	1 2	1 1	
	障害者福祉の推進	7～8	11	10 10		1 1	
	子育て・療育支援の充実	8	2	2 2			

基本方針	施策の方向	資料2対応 ページ	事業数	担当課の評価			
				上段：事業実施		下段：目標達成	
				A	B	C	D
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	9	7	5	1	1	
				5	1	1	
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災対策や避難支援体制の充実	10	5	5			
				5			
	自主防災活動の推進	10	1	1			
				1			
防犯対策の充実	11	3	3				
			2	1			
除雪対策の充実	11	5	5				
			5				
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	12	1	1			
				1			
	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	12	1	1			
誰もが暮らしやすい居住環境の整備	12	4	3	1			
			3	1			
8 誰もが移動しやすいまちづくり	安全・安心な歩道・道路の整備	13	3	3			
	地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	13	4	3	1		
合 計			92	81	7	4	
				76	12	4	

※凡例

- 上段・事業実施 A：計画どおりすべて実施（100%） B：計画をほぼ実施（80%以上）
C：計画どおり実施できなかった D：未実施
- 下段・目標達成 A：目標達成（100%） B：目標はほぼ達成された（80%以上）
C：目標を達成できなかった D：未実施

(2) 事業実施状況及び事業の目標達成状況がC評価（目標を達成できなかった）であった事業

・4事業

資料2 対応ページ	基本方針	事業内容	目標	評価
5	4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	No.30 乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年200回以上)	・年度初めから実施する予定であった離乳食相談会や保育園における生活習慣の確立のための健康学習を、 <u>新型コロナウイルス感染症の感染防止のため</u> 、密にならない環境設定ができる会場に限り、6月から開始したため、年50回の開催見込みとなり、目標を達成できない見込みである。
6	4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	No.41 スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	・スポーツや趣味活動などを通し、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。 ・シニアスポーツ大会(13地区で実施)3,300人 ・シニアゲートボール大会等(6地区で開催)578人 ・シニア作品展 出展400点 来場者1,800人	・ <u>新型コロナウイルスの影響</u> により、シニアスポーツ大会、シニアゲートボール大会等は中止を余儀なくされたが、感染防止対策を徹底した上で開催したシニア作品展を通じて、高齢者同士の交流や世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。
8	4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	No.54 手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。	・手話通訳者等の派遣により、自身や子供の通院や保育園・学校の参観や面談など聴覚に障害のある人のコミュニケーションはスムーズに行えた。 ・ <u>新型コロナウイルス感染拡大防止のため</u> 、半年以上かけて実施する手話通訳者養成講座の開催ができなかった。

資料2 対応ページ	基本方針	事業内容	目標	評価
9	5 誰もが互いに支え合うまちづくり	No.60 地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。	・新規実施団体については、 <u>新型コロナウイルス感染症予防の観点から</u> 、集会などの開催を控える傾向にあり、実施を希望するに至っていないものと考えられる。今後も、申請期間を延長し募集していく。 ・フォローアップ団体については、11月に事業実施の意向がある。

2 令和3年度実施計画（案）

(1) 事業の状況

令和2年度事業の評価を踏まえ、必要な見直しを行いながら92事業を継続して実施する。

基本方針	令和2年度 事業数	令和3年度 事業数
1 誰もが理解し合えるまちづくり	12	12
2 誰もが学べるまちづくり	6	6
3 誰もが働けるまちづくり	8	8
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	32	32
5 誰もが支え合うまちづくり	7	7
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	14	14
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	6	6
8 誰もが移動しやすいまちづくり	7	7
合 計	92	92

第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和2年度実施計画進捗状況及び令和3年度実施計画(案)

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	令和2年度				令和3年度(案)				担当課				
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性				予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無		目標	計画 (具体的な取組内容)		
								目標	実績見込み										
1 誰もが理解し合えるまちづくり	誰もが互いを尊重し理解し合えるまちづくり	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れ、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合28%、ユニバーサルデザインの理解割合48%(いずれもR3到達目標)	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(2回) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座(3回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・教員研修では、参加者の97.7%が授業の実施方法を理解できたと回答したことから、学校での活用できる体制作りに寄与できた。 ・関連団体との連携もスムーズに取れるようになり、普及啓発活動が促進された。	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れ、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合28%、ユニバーサルデザインの理解割合48%(いずれもR3到達目標)	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	共生まちづくり課
				②相談・支援体制の充実	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利を行使できるよう保障するための環境を作ります。	・障害のある人の権利擁護の取組を推進	-	有	・障害者差別解消法の趣旨等を市民をはじめとした事業所等に周知することにより、障害のある人への合理的配慮が提供されるよう環境の整備を図るとともに、差別事案が生じた場合に相談、情報提供しやすい体制を整える。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催:年2回 ・障害者差別解消に資する啓発活動の実施。 ・障害を理由とする差別に関する相談対応:1件以上	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催:年2回(第1回:R2.8.6開催、第2回:R3.2月頃) ・障害者差別解消に資する啓発活動の実施 ・障害を理由とする差別に関する相談事案の報告を相談支援事業所及び地域包括支援センターに依頼	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・各種の啓発活動により、障害者差別解消に向けた市民の理解促進を図った。	-	有	・障害者差別解消法の趣旨等を市民をはじめとした事業所等に周知することにより、障害のある人への合理的配慮が提供されるよう環境の整備を図るとともに、差別事案が生じた場合に相談、情報提供しやすい体制を整える。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催:年2回 ・障害者差別解消に資する啓発活動の実施。 ・障害を理由とする差別に関する相談対応:1件以上	福祉課
				3	障害児や障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	・基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の実施	-	有	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、地域の計画相談事業所等と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。	・相談支援事業については、平成30年度からの上越市版地域包括ケアシステムの構築に向けたすこやかなくらし包括支援センターへの市の相談機能の一元化に合わせ、障害福祉の相談を含めた地域における相談支援体制を見直しを行い、新たな体制で事業を実施する。	・令和2年4月から、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの業務に、障害のある人や生活困窮者等の相談機能を付加した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談体制の強化を図った。	-	有	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、地域の計画相談事業所等と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。	・相談支援事業所や地域包括支援センターなど関係機関が連携した相談支援を行う。	福祉課
				4	家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・指導などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	-	有	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあって相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にすることができた。また、配偶者等からの暴力被害にあって相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にすることができた。 相談件数:4,500件(見込)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・必要に応じて、庁内の関係課等や県の児童相談所、女性相談所、また警察署などの関係機関と連携・協力しながら適切な相談・支援に努めたことにより、相談者の安全確保が図られる状態にすることができた。	-	有	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあって相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター)
				5	高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	-	無	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の相談対応能力の向上に向けた研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。	・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・高齢者虐待や成年後見制度など地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修会の開催	・地域包括支援センターによる高齢者相談を実施した。 ・地域包括支援センター職員を対象に成年後見制度や虐待、認知症に関する研修会を開催した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護などの相談に対応しているほか、センター職員対象の研修会を通して相談能力の向上を図っている。	-	無	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の相談対応能力の向上に向けた研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。	・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・高齢者虐待や成年後見制度など地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修会の開催	すこやかなくらし包括支援センター
				6	外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	拡充	有	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月～金曜日 10:00～17:00	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設した。 月～金曜日 10:00～17:00 相談件数:350件	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための各種相談に応じ、問題を解決することができた。	-	有	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月～金曜日 10:00～17:00	共生まちづくり課

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画(具体的な取組内容)	担当課	
								目標	実績見込み									
			7	子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。	・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応(訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流) ・要保護児童対策地域協議会の運営 ・いじめ問題対策連絡協議会等の運営	-	有	・子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見に向け、意識を高める取組を進めるとともに、保護者等の育児不安の解消等の必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFM-J等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・保育園や小中学校等の教員を対象に、「上越市子どもの虐待防止ハンドブック(ダイジェスト版)」を活用した研修会を開催する。 ・子ども向け虐待防止リーフレットを上越教育大学等で作成し、市内全小中学校生に配布する。 ・児童虐待を担当する家庭相談員を1人増員して4人体制とし、支援の強化を図る。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・市内小・中学校、保育園の職員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催する。 ・学校や町内会等を対象に児童虐待防止に関する出前講座を実施する。 ・市内全小学校に週2~4回、カウンセラーが訪問し、児童や保護者の相談に対応する。 ・市内全小中学校の主に管理職を対象に虐待の通告に関わる研修会を開催する。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。	・上越市要保護児童対策地域協議会を6月26日に開催し、児童虐待の現状や活動内容、関係機関との連携について確認した。 ・保育園や小中学校等の教員を対象として、「上越市子どもの虐待防止ハンドブック(ダイジェスト版)」を活用した研修会を開催し、職員等の児童虐待への意識を高めた。 ・11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、子ども向け虐待防止リーフレットを配布するとともに、広報上越等による周知を行った。 ・児童虐待を担当する家庭相談員を1人増員して4人体制として、家庭への支援体制の強化を図り重度化を予防した。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施することができた。 ・6月22日(月)にいじめ問題対策連絡協議会を開催した。関係団体から12名が参加し、いじめの実態に基づく防止等のための取組に関わる協議を行った。次回は令和3年2月の予定。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・上越市要保護児童対策地域協議会を開催し、児童相談所や警察、教育委員会等の関係機関と情報共有するとともに、活動内容や連携体制について確認した。 ・保育園や小中学校へ向かい、管理職のみならず全職員を対象に「上越市子どもの虐待防止ハンドブック(ダイジェスト版)」を活用した研修会を行うことにより、児童虐待への意識を高めることができた。 ・11月の児童虐待防止推進月間に子どもや市民向けの周知活動を行うことにより、児童虐待への意識を高めた。 ・全学年で「えがお」を使用した子どもの権利学習を行い、また学習結果を保護者と共有することで、子どもや保護者が子どもの権利について、認知、理解を深める一助となった。	-	有	・子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見に向け、意識を高める取組を進めるとともに、保護者等の育児不安の解消等の必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	・子どもの虐待予防の推進について、年1回上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催する。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開くなど、関係機関等と連携し、支援にあたる。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFM-J等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・保育園や小中学校等の教員を対象に、「上越市子どもの虐待防止ハンドブック(ダイジェスト版)」を活用した研修会を開催する。 ・子ども向け虐待防止リーフレットを上越教育大学等で作成し、市内全小中学校生に配布する。 ・児童虐待を担当する家庭相談員を1人増員して4人体制とし、支援の強化を図る。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・市内小・中学校、保育園の職員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催する。 ・学校や町内会等を対象に児童虐待防止に関する出前講座を実施する。 ・市内全小学校に週2~4回、カウンセラーが訪問し、児童や保護者の相談に対応する。 ・市内全小中学校の主に管理職を対象に虐待の通告に関わる研修会を開催する。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。	すこやかなくらし包括支援センター こども課 学校教育課
			8	悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。	・市民相談の実施	-	有	・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談の実施	・市民相談員1人 ・相談時間 月~金曜日 8:30~17:15 ・弁護士相談:第1週~第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談:毎週火曜日 午後	・市民相談員1人...243回開催(864件) ・相談時間 月~金曜日 8:30~17:15 ・弁護士相談:第1週~第4週の金曜日 午後...47回開催(183件) ・司法書士相談:毎週火曜日 午後...47回開催(81件)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・弁護士、司法書士による無料法律相談を実施するとともに、庁内関係課との連携により、多様な相談に対し適切な窓口を案内して、相談者の不安解消が図られた。	-	有	・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談の実施。	・市民相談員1人 ・相談時間 月~金曜日 8:30~17:15 ・弁護士相談:第1週~第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談:毎週火曜日 午後	市民課(市民相談センター)
			9	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。	・消費生活相談の実施	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月~金曜日 8:30~17:15 ・多重債務相談:市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施	・消費生活相談員3人...243回(990件) ・相談時間 月~金曜日 8:30~17:15	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・相談に適切に対応するよう、最新の情報を収集するとともに、出前講座等の啓発活動を通じ、消費者被害防止に取り組み、消費生活における不安解消が図られた。	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月~金曜日 8:30~17:15 ・多重債務相談:市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施	市民課(消費生活センター)
			10	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜(9:30~11:00)、木曜(17:30~19:00)、金曜(10:00~11:30)、土曜(10:00~11:30)	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。 水曜(9:30~11:00)、木曜(17:30~19:00)、金曜(10:00~11:30)、土曜(10:00~11:30) 述べ受講者数:500人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・外国人市民に向けた当教室では、受講者のニーズやレベルに応じた学習内容とすることで、効果的な学習環境を提供し、日本語の習得に効果を上げることができた。 ・教室への参加を機に、外国人市民が上越国際交流協会の実施する講座や催し物に参加し、自国の文化を紹介するなど、日本人市民との交流を行うことができた。	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜(9:30~11:00)、木曜(17:30~19:00)、金曜(10:00~11:30)、土曜(10:00~11:30)	共生まちづくり課
			11	ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。	・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成	見直し	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	・編集機の入替えに合わせて、9月号から職員が作成するページに読みやすさに配慮したUDフォントを導入する。	・編集機の入替えに合わせて、9月号から職員が作成するページに読みやすさに配慮したUDフォントを導入した。 ・なお、業務委託により作成するページ(「情報ファイル」など)では、以前からUDフォントを使用している。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・計画どおりUDフォントを導入したことにより、職員が作成するページが読みやすくなった。	-	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成する。	広報対話課
			12	広報媒体に外国語翻訳機能を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)) ・市勢要覧の翻訳資料発行(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))	-	有	・外国人の市政に対する理解を深めるために、市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))を引き続き配置するとともに、平成30年度に発行した改訂版の市勢要覧の翻訳資料を活用する。	・視察や研修、交流事業などで当市へ外国人を迎えるときや、当市から海外へ出かける際に、当市を紹介するための資料として市勢要覧の翻訳資料を配布する。	・視察や研修、交流事業が実施されなかったことから、市勢要覧配布の機会はなかった。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・視察や研修、交流事業が実施されなかったことから、市勢要覧配布の機会はなかった。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることができる環境を整えた。	拡充	有	・外国人の市政に対する理解を深めるために、市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))を引き続き配置するとともに、平成30年度に発行した改訂版の市勢要覧の翻訳資料を活用する。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることができる環境を整える。	広報対話課 共生まちづくり課	

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)			
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画(具体的な取組内容)	担当課
								目標	実績見込み								
誰もが個性の力を発揮できるような学べるまちづくり	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	13	特別な支援を必要とする児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	・就学アドバイザーによる就学相談 ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方針について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させ、安心して学校生活が送れるようにする。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつながりをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつながりをスムーズにするような体制を整備した。 ・巡回相談員を30名配置し、要請のあった学校に巡回相談を行い、児童生徒への支援を検討しながら校内の支援体制の強化を図った。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援のため、教育補助員を90名配置した。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方針について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させ、安心して学校生活が送れるようにする。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつながりをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。	学校教育課
			14	家庭の経済的負担を軽減するため、入園・保育や就学にかかる費用を補助します。	・幼稚園児:入園料・保育料の補助 ・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助	-	有	・児童生徒:対象となる児童生徒1,678人(令和2年度認定見込者数)の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児:市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とすることで、保護者の経済的負担を軽減する。	・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助を行うとともに、引き続き新入学の児童生徒に対しては入学準備金を入学前に支給する。 小学校:1,041人 83,326千円 中学校:637人 81,892千円 ・幼稚園児:国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とした。 幼稚園児:33人 3,168千円/年の保育料免除	・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助を行うとともに、引き続き新入学の児童生徒に対しては入学準備金を入学前に支給する。 小学校:1,041人 83,326千円 中学校:637人 81,892千円 ・幼稚園児:国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とした。 幼稚園児:33人 3,168千円/年の保育料免除	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・児童生徒:経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児:市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とすることで、保護者の経済的負担を軽減する。	・児童生徒:援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。 ○周知方法:全児童生徒に制度案内を年3回配布する。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。 ・幼稚園児:国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とする。	学校教育課
			15	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	・奨学金の貸付	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数:3回(予約募集、在学募集、追加募集) ○募集方法:広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。 ○募集人数:20人程度	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知及び奨学生の募集を行った。 ○周知及び募集回数:3回(予約募集、在学募集、募集期間の延長) ○広報上越(3/1号、10/1号)及び市ホームページへ募集案内を掲載するとともに、市内外の中学校、高校、大学等、合計112施設に募集要項を送付した。 ○募集人数が20名程度に対して、現時点で10名の応募があり、10名全員を採用した。募集期間を年度末まで延長したため、今後増える可能性もあるが、20名までは達しない見込み。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数:2回(予約募集、在学募集) ○募集方法:広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数:2回(予約募集、在学募集) ○募集方法:広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	学校教育課
			16	②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」「育ち合い、支え合う家庭環境づくり」「地域・現代課題に対応した地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の開催(各年齢期における公民館事業の開催)	-	有	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。 該当事業:79事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり・未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業:79事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり・未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業:79事業	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。 該当事業:108事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり・未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業:108事業
17	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	・録音図書(カセット、デジター図書)や点字図書の作製と貸出 ・対面朗読サービス	-	有	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。目標:録音図書や点字図書の年間貸出タイトル数560タイトル。	・ボランティア団体と協力し、録音図書を年間50本程度新規制作すること、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	・新規録音図書を、50タイトル作成できる見込み、引き続き蔵書の充実を図っていく。(7月末で21タイトル作成済み) ・録音図書および点字資料等の貸出タイトル数は、目標である560タイトルを達成できる見込み。(7月末で230タイトル貸出済み)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。目標:録音図書や点字図書の年間貸出タイトル数560タイトル。	・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50本程度新規制作すること、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	社会教育課(図書館)			
18	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	-	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブを始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブを対象に、上越市総合型地域スポーツクラブネットワーク「上越SCネット」と協議し、必要な研修会を開催する。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣する。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、6月末まで市主催教室やイベントを中止していたが、7月から順次再開している。 ・7月から再開した教室について、市広報で情報提供を行った。また、掲載依頼される各スポーツ教室、大会についても適宜情報提供を行った。 ・総合型地域スポーツクラブを対象に、上越市総合型地域スポーツクラブネットワーク「上越SCネット」と協議し、必要な研修会を開催した。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣した。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・新型コロナウイルス感染症の影響により、6月末まで市主催教室やイベントを中止していたが、7月から順次再開している。 ・7月から再開した教室について、市広報で情報提供を行うことができた。また、掲載依頼される各スポーツ教室、大会についても適宜情報提供を行うことができた。 ・総合型地域スポーツクラブのほか、様々な団体から研修会に参加をいただいた。 ・各種スポーツ講習会や市主催のスポーツ教室にスポーツ推進委員を派遣し、多くの地域でよりよい活動を展開することができた。 ・障害者スポーツや生涯スポーツの普及し、定着させていくための環境の整備を進めることができた。	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブを対象に、上越市総合型地域スポーツクラブネットワーク「上越SCネット」と協議し、必要な研修会を開催する。 ・各種スポーツ講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。	スポーツ推進課 福祉課			

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画(具体的な取組内容)	担当課	
									計画	実績見込み									
3	誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	19	市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーの開催	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び就職促進家賃補助金交付 ・市内内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員、管理職等を対象)を開催。	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就労促進家賃補助金の交付(20件) ・市内内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員、管理職等を対象)を開催。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や市内企業出張説明会等の開催及び就職促進家賃補助金交付 ・市内内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職防止のための研修は新入社員研修は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかったものの、中堅社員研修と管理職研修は実施予定。	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び就職促進家賃補助金交付 ・市内内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員等を対象)を開催。	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就労促進家賃補助金の交付 ・市内内外の学校や市内事業所の訪問	産業政策課		
				20	障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.2%以上	・障害者合同就職面接会を開催(2回) ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施(登録企業数4社)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害者合同就職面接会は10月、2月に開催する予定。 ・雇用啓発チラシは5月に商工会議所会報等で配布済 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置も引き続き実施している。	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.2%以上	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	産業政策課	
				21	障害のある人の雇用の機会を創出するため、既存の業種にとらわれず多様な業種連携により、新たな分野の開拓に努めます。	・ハローワークや就業生活支援センターとの連携を図り雇用の促進を図る。 ・農福連携障害者就労支援コーディネート事業の実施	-	有	・就業生活支援センター及び上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、農作業受託の窓口として、継続的の農作業を受託するとともに新規の受入農家を開拓する。また、農業者・福祉事業所双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。	・上越ワーキングネットワークにおける農作業受託とマッチング、新規受入農家の開拓、農業者・福祉事業所を対象とした研修会の開催	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	上越ワーキングネットワークにおける農作業等の受託により、農業者や企業等からの受託作業件数が増加し、障害のある人の就労機会の拡大を図った。	-	有	・就業生活支援センター及び上越ワーキングネットワークと連携し、受託農作業や農業実習体験の新規受入農家の開拓によって障害者の就労や就業意欲の向上につながる。また、農業者・福祉事業所双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。	・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、農作業受託の窓口として、継続的の農作業を受託するとともに新規の受入農家を開拓する。また、農業者・福祉事業所双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。	福祉課	
				22	就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを配置しての就労支援	-	有	・就業生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 ・就労前の支援にあつては、在宅で生活している障害のある人から就業意欲を持ってもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。	・就業生活支援センターにジョブサポーターを配置し、①就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等)②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等)③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等)④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等)⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)を実施する。	・ジョブサポーターによる障害のある人の就労や職場定着に向けた支援や就労先・実習先の開拓を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	障害のある人の意向を踏まえた就労や職場定着の支援など、障害のある人の就労支援のほか、新規の就労先や実習先の開拓を行うなど、一般就労につなげた。	-	有	・就業生活支援センターにジョブサポーターを配置し、①就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等)②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等)③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等)④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等)⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)を実施する。	・就業生活支援センターにジョブサポーターを配置し、①就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等)②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等)③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等)④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等)⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)を実施する。	福祉課
				23	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワークライフバランス推進企業利子補給補助金の実施 ・周知チラシの配布、企業訪問等での意識啓発	-	有	・ワークライフバランス推進セミナーを開催するほか広報誌や市のホームページ及び事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワークライフバランスを推進する企業への利子補給補助 ・HPへの掲載やチラシの配布、企業訪問等での意識啓発(上越商工会議所、13区商工会会報) ・ワークライフバランスの推進に向けたセミナーの開催	・ワークライフバランスを推進する企業への利子補給補助(1件) ・HPへの掲載やチラシの配布、企業訪問等での意識啓発(上越商工会議所、13区商工会会報) ・ワークライフバランスの推進に向けたセミナーの開催(2回)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・HPやチラシの関係機関等への配布で意識啓発を図ること、職場環境の改善につなげた。 ・ワークライフバランスセミナーは11月、2月に開催予定	-	有	・ワークライフバランス推進セミナーを開催するほか広報誌や市のホームページ及び事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワークライフバランスを推進する企業への利子補給補助 ・HPへの掲載やチラシの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワークライフバランスの推進に向けたセミナーの開催	産業政策課
				24	ひとり親家庭の就労支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	・母子・父子自立支援員による就労支援を実施した 就労相談、履歴書の書き方、ハローワークへの付き添い等を実施した ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) 【実績見込】 自立支援教育訓練給付金 6件 433千円 高等職業訓練促進給付金 4件 3,978千円 ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・ひとり親家庭への情報提供や相談を通じて、職業能力の向上や求職活動を支援することにより、生活の安定と経済的自立につなげた。	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	子ども課
25	障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・障害者資格取得支援補助金の交付	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.2%以上	・障害者合同就職面接会の開催(2回) ・障害者資格取得支援補助	・障害者合同就職面接会の開催(2回) ・障害者資格取得支援補助(10件)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害者合同就職面接会は10月、2月に開催する予定。 ・資格取得支援補助金についても実施している。	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業):2.2%以上	・障害者合同就職面接会の開催(2回) ・障害者資格取得支援補助	産業政策課				
26	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設。	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供。 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	・男女共同参画推進センター講座及び出前講座の開催や関係団体の情報提供等を通じて、市民へ意識の浸透を図った。 実施講座: 11/10「女性活躍推進・ワークライフバランス」(仮) 12/28「女性活躍推進・ワークライフバランス」(仮) 「女性活躍応援セミナー」 ・月1回雇用政策専門員の相談窓口を設置し、労働相談を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・男女共同参画推進センター講座において、女性の能力発揮支援に関係した講座を実施し、市民へ意識の浸透を図ったことにより、女性が活躍できる社会づくりの取組を進めることができた。 ・雇用政策専門員による労働相談を行った。	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設をすることにより、女性の再就職支援や労働に関する悩み事を相談できる環境を整える。	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供。 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 産業政策課				

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)						
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課			
								目標	計画											
								計画	実績見込み											
4	誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	27	安心して妊娠・出産を迎える支援をすともにも、乳幼児の健全な成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こどもには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続した。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行った。 平均受診率(見込): 92.7% ・妊産婦・新生児訪問、こどもには赤ちゃん訪問及び低出生体重児等への訪問指導を実施した。(緊急事態宣言中は訪問時期の変更や電話による指導等による対応も行った) ・訪問実施率(見込): 99.0%	A: 計画どおりすべて実施(100%)	B: 目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こどもには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。	健康づくり推進課			
			28	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	-	有	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能、保育園・幼稚園でのポスター掲示により、引き続き接種勧奨に努める。 ・接種率(見込): 90%	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能、保育園・幼稚園でのポスター掲示により、引き続き接種勧奨に努める。	健康づくり推進課				
			29	幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組みます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%以下で維持する。 ・5歳児のむし歯有病率を30%以下で維持する。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施した。	・歯科医師の診察、相談を実施した。 ・ブラッシング指導を実施した。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を実施した。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施した。 ・3歳児のむし歯有病率: 7.8% ・5歳児のむし歯有病率: 28.8%	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%以下で維持する。 ・5歳児のむし歯有病率を30%以下で維持する。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施した。	学校教育課			
			30	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年200回以上)	・離乳食相談会、保育園において健康学習を実施する。	・離乳食相談会、保育園における健康学習を密にならない環境設定ができる会場に限り実施した。 実施回数(見込): 年間50回	C: 計画どおり実施できなかった	C: 目標を達成できなかった	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年100回以上)	・乳幼児健診、離乳食相談会、保育園における健康学習を実施する。	健康づくり推進課			
			31	障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	-	有	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。 受診者数見込120人。	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。	・健康診査受診に当たり、送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図った。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応した。 ・健康診査を年2回実施し、受診者見込120人	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。 受診者数見込120人。	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。	健康づくり推進課			
			32	後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種がん検診は、70歳以上は無料。	-	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込7,070人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん7,850人、肺がん18,310人、大腸がん15,200人	・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、健康講座などを通じた健康診査や各種がん検診の受診を促した。 ・健康診査、各種がん検診の実施 ・健康診査の受診見込7,070人 ・各種がん検診受診見込 胃がん7,850人、肺がん18,310人、大腸がん15,200人	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促し、目標受診者数の達成(見込み)につなげた。	・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、健康講座などを通じた健康診査や各種がん検診の受診を促した。 ・健康診査、各種がん検診の実施 ・健康診査の受診見込7,070人 ・各種がん検診受診見込 胃がん7,850人、肺がん18,310人、大腸がん15,200人	健康づくり推進課			
			33	(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	33	平日夜間や休日などにおける急患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じて休日・夜間診療所の開設	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数: 365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供。	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供している。 (診療所開設日数: 365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	地域医療推進室
			34	中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設	-	有	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数: 8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数: 8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	地域医療推進室			
			35	市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	・中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 ・吉川区川谷地区における地域バスの定期運行	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行する。 (運行日数: 中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行している。 (運行日数: 中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	地域医療推進室			

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画(具体的な取組内容)	担当課	
								目標	実績見込み									
		(3)誰もが健やかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	①高齢者福祉の推進	36	要介護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	-	有	・訪問による高齢者の生活実態把握を行い、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握する。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年3回)	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集を行うとともに、地域の高齢者に成年後見制度や虐待、認知症に関する研修会を開催した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・訪問による実態把握を通して、地域におけるニーズの把握などを行った。 ・研修会などへの参加により、訪問を行うセンター職員の資質が向上した。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年3回)	すこやかなくらし包括支援センター
				37	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	-	有	・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスを実施している。	・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を踏まえ、第8期介護保険事業計画の検討を行った。	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検討を行う。	高齢者支援課
				38	すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施1,316回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,533回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施(1,052回) ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施(2,026回) ・身体機能評価の実施(年1回) ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議を実施した。(4地域自治区)	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等の介護予防事業を予定の80%実施した。 ・サロンの閉じこもり予防事業を予定の80%実施した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月～5月は参加型を中止し、在宅支援型で実施した事が、実施回数減の要因となっている。 ・身体機能の評価の実施を年1回実施し、予定の100%実施した。 ・住民組織化が図られていない4つの地域自治区で住民組織化に向けた協議を実施したが、住民組織化を図ることができなかった。	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。 ・身体機能評価の実施(年1回) ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施(4地域自治区)	高齢者支援課
				39	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援します。	・高齢者に配食サービスの提供	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	・事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。 ・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	高齢者支援課
				40	高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにしようほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・34施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。	-	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。(施設には市から減免補てん金を交付) ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供した。(施設には市から減免補てん金を交付…71,033件分15,692千円を見込む) ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・高齢者に温浴施設等の利用を通じて外出を促すことにより、閉じこもりを予防するとともに、家族や仲間との交流を深め、健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送る手助けとなった。	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。 ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	高齢者支援課
				41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	-	有	・スポーツや趣味活動などを通し、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。 :シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,300人 :シニアゲートボール大会等 6地区で開催 578人 :シニア作品展 出展 400点、来場者 1,800人	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに出展や鑑賞を促した。 ・シニア作品展の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行った。 ・老人クラブ連合会との意見交換を1回開催した。 ・新型コロナウイルス感染予防のため中止 :シニアスポーツ大会 :シニアゲートボール大会等	C:計画どおり実施できなかった	C:目標を達成できなかった	-	有	・新型コロナウイルスの影響により、シニアスポーツ大会、シニアゲートボール大会等は中止を余儀なくされたが、感染防止対策を徹底した上で開催したシニア作品展を通じて、高齢者同士の交流や世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。	高齢者支援課
				42	活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施した。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進できた。	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	高齢者支援課
				43	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	・老人クラブへの補助金の交付	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 :単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 予算額 16,017千円 老人クラブ連合会未加入団体 予算額 854千円 :老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,480千円(活動費) 予算額 200千円(事務費)	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 :単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 15,295千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 796千円 :老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,306千円(活動費) 交付額 200千円(事務費)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・老人クラブ連合会に加入しているクラブ、老人クラブ連合会に加入していない団体、及び老人クラブ連合会の事業費等の一部を助成し、高齢者の健康保持増進活動、交流友愛活動及び地域福祉活動を活性化するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 :単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 15,295千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 796千円 :老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,306千円(活動費) 交付額 200千円(事務費)	高齢者支援課

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画(具体的な取組内容)	担当課	
								目標	実績見込み									
			44	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。	・シニアセンターにおける常設ギャラリーの展示、談話室の提供	-	有	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 :本町ふれあい館 11,800人 :直江津ふれあい館 2,900人	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知した。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図った。 入館者数 :本町ふれあい館 10,718人 :直江津ふれあい館 2,634人	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・シニアセンターにおける作品展示や談話室の提供を通じ、高齢者の創作活動や世代を超えた交流が促進され、生きがいづくりや社会参加を促すことができた。 ・引き続き広報上越に作品展示の募集記事を掲載するなど、入館者数の増加に向けた取組を行う。	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 :本町ふれあい館 10,600人 :直江津ふれあい館 2,400人	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	高齢者支援課
			45	高齢者に関連した行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	-	有	・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。	・助成に係る申込期限や市内の交通事故の発生状況等を確実に把握した上で、年間約235時間のコミュニティFM放送(行政情報番組「広報Jステーション」、スポットCM、自治区だよね、平易な文言になっているかを確認し、分かりやすい情報発信を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・行政情報番組「広報Jステーション」等において、時期を逸することなく、市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、各区の市民による自身の活動紹介や交通事故防止に係る注意喚起等を発信することにより、市民へのタイムリーな情報提供を行うことができた。 ・放送原稿の推敲を重ねることにより、平易な文言での情報発信を行うことができた。	・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。	・時期を逸することなく、タイムリーな情報を伝えるため、助成に係る申込期限や市内の交通事故の発生状況等を確実に把握する。 ・放送原稿を作成する場合は推敲を重ね、平易な文言になっているかを確認し、分かりやすい情報発信を行う。	広報対話課	
		②障害者福祉の推進	46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	-	有	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、市の施策に反映する。 【上越市自立支援協議会の開催】 全体会議(年5回)	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、次期上越市障害者福祉計画の改定を行う。	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、次期上越市障害者福祉計画の改定を進めた。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・上越市自立支援協議会において、地域の障害者福祉に関する課題の共有と、議論を進め、次期上越市障害者福祉計画に反映した。	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域の障害者福祉に関する課題の共有と、議論を進め、次期上越市障害者福祉計画に反映させる。 【上越市自立支援協議会の開催】 全体会議(年3回)	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域課題の共有と、解決に向けた議論を進め、市の施策に反映させる。	福祉課
			47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・福祉課窓口での相談や、関係機関(相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等)と連携し、障害のある人に対し、必要な福祉サービスの利用につなげていく。	・支援が必要である障害のある方に対し、相談支援専門員と連携し、障害福祉サービスの利用につなげ、障害のある人の支援を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図ることができた。	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・福祉課窓口での相談や、関係機関(相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等)と連携し、障害のある人に対し、必要な福祉サービスの利用につなげていく。	福祉課
			48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	・医療費の助成や手当を給付する。 5,129人 455,113千円	・医療費の助成や手当を給付。 重度心身障害者医療費助成 5,129人 455,113人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・医療費の助成や手当を給付し、障害のある人の経済的負担を軽減できた。	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	・医療費の助成や手当を給付する。	福祉課
			49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者見込み 346人	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者 346人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、適切に保育サービスを提供できた。	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者見込み 346人	保育課
			50	発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発達に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施	-	有	・子どもの発達、発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。	・子どもの発達、発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。	・子どもの発達、発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施した。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、子どもの発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施した。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。	すこやかなくらし包括支援センター(こども発達支援センター)
			51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。 ・補装具456件45,032千円 ・日常生活用具4,723件45,892千円	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、自立した生活を支援した。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や、補装具の購入・修理費用を支給し、自立した生活を支援した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・障害のある人の経済的な負担を軽減し、日常生活の利便性の向上や社会参加の促進を図った。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。	福祉課
			52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしたり、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	-	無	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施した。	・障害者手帳所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	無	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援した。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施した。	福祉課

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課
									計画	実績見込み								
			53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	-	有	・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行する。 【タクシー利用料金等助成】 タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 燃料券の交付…1人あたり19,000円 燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額:免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額:10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額:改造費用(60万円)を超える場合は60万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する。	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行した。 【タクシー利用料金等助成】 タクシー利用券の交付…2,124人 36,907千円 燃料券の交付…2,742人 49,962千円 燃料費助成…838人 15,094千円 【運転免許取得費の助成】 助成件数…2件、助成金額…200千円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成件数…6件、助成金額…600千円 【介護者用自動車改造費の助成】 助成件数…9件、助成金額…3,000千円 【福祉バス運行業務】(車両2台) 利用人数…3,400人 ・福祉有償運送運営協議会を令和2年7月に実施。2団体の更新審議のほか、地域の福祉有償運送について状況確認を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援した。 ・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図られた。	-	有	・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。 ・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行する。 【タクシー利用料金等助成】 タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 燃料券の交付…1人あたり19,000円 燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額:免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額:10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額:改造費用(60万円)を超える場合は60万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する。	福祉課
			54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図る。 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図る。 395件 557人	C:計画どおり実施できなかった	C:目標を達成できなかった	・手話通訳者等の派遣により、自身や子供の通院や保育園・学校の参観や面談など聴覚に障害のある人のコミュニケーションはスムーズに行えた。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止から半年以上かけて実施する手話通訳者養成講座の開催ができなかった。	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図る。 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。	福祉課
			55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	・各担当課が掲載するページの内容を確認し、必要な修正や古い記事の削除を指示した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・各担当課が掲載するページの内容を確認し、必要な修正や古い記事の削除を指示し、適切に管理・運用できた。	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	広報対話課
			56	市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDによる情報提供	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。	・視覚に障害のある人へ市の広報紙をCDに録音し情報提供した。(35人)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・視覚に障害のある人へ市政情報を提供できた。	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。	福祉課
		③子育て・療育支援の充実	57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施	-	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0・1歳児保育、子育て支援1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供した。 0・1歳児(実利用者見込み) 1,046人 障害児保育(実利用者見込み) 240人 一時預かり(延べ利用者見込み) 6,167人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み) 37,816人 休日保育(延べ利用者見込み) 591人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供した。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 6,000人 病児・病後児保育室 1,700人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供できた。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供できた。	-	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0・1歳児保育、子育て支援1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	保育課
			58	(再掲 No.50) 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発達に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施	-	有	・子どもの発達、発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達、発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。	・子どもの発達、発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施した。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、子どもの発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施した。	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。	すこやかなくらし包括支援センター(こども発達支援センター)

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
								目標	実績見込み									
								計画	実績見込み									
5	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	①ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進するとともに、ボランティアを必要とする人の利用促進を図ります。	①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	59	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	-	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティアコーディネーターに取り組みほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民の公益活動やボランティア活動への参加を促進する。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信する。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供した。成立件数:1件(R2.7現在)今年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点からボランティア受け入れを中止している団体が多く、成立件数が1件に留まっている。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティアコーディネーターに取り組みほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信する。	共生まちづくり課
				60	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	-	有	・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:2団体 フォローアップ団体:1団体(令和元年度に実施した団体)	・町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:0団体(8月21日現在) ・フォローアップ団体0団体(8月21日現在) ※新規実施団体は現在、期間を延長して募集中	C:計画どおり実施できなかった	C:目標を達成できなかった	-	有	・住民組織や町内会へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する団体へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:2団体(予定) フォローアップ団体:2団体(令和2年度に実施した団体で、フォローアップを希望する団体)	・住民組織や町内会へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:2団体(予定) フォローアップ団体:2団体(令和2年度に実施した団体で、フォローアップを希望する団体)	共生まちづくり課	
				61	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	・ファミリーサポートセンターの運営	-	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・依頼会員からのニーズに対応できるような経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	・低所得世帯に対し、利用料の助成制度を創設した。 ・提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月実施予定であった提供会員養成講座を中止とした。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減につなげる。	・依頼会員からのニーズに対応できるような経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	こども課
				62	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	・新総合事業の訪問型サービスB(有償ボランティアによる家事支援)を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動奨を通した担い手確保を図る。	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動奨を通した担い手確保を図る。	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動奨を通した担い手確保を図ることができた。 ・有償ボランティア養成講座登録者数は、目標を下回る見込みであることから、引き続き講座受講者が増えるよう周知に取り組む必要がある。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標をほぼ達成(80%以上)	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動奨を通した担い手確保を図ることができた。 ・有償ボランティア養成講座登録者数は、目標を下回る見込みであることから、引き続き講座受講者が増えるよう周知に取り組む必要がある。	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動奨を通した担い手確保を図る。	高齢者支援課
				63	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守り体制を構築します。	・高齢者見守り支援ネットワーク事業	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動を促進する。	・地域に出向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明を通じた働きかけ等を行い、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動の促進につなげる。	・地域ケア会議に出向き地域での見守り体制の充実を働きかけるとともに、協力事業所との協力体制を整えた。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動を促進する。	・地域に出向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明を通じた働きかけ等を行い、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動の促進につなげる。	高齢者支援課
64	同上	・認知症サポーター養成講座	-	有	・小中学校や、町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、認知症の人を見守るための認知症サポーター養成講座を開催し、2,300人のサポーターを養成する。	・小中学校や、町内会、事業所等で認知症サポーター養成講座を実施する。	・町内会や事業所のほか、市内の小中学校、高齢者サロンなどにおいて講座を開催し、2,300人の認知症サポーターを養成した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・小中学校や町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、認知症の人を見守るための認知症サポーター養成講座を開催し、2,300人のサポーターを養成する。	・小中学校や町内会、事業所等において、認知症サポーター養成講座を実施する。	すこやかなくらし包括支援センター				
65	高齢者相互の支援やボランティア活動の普及を推進します。	・シニアサポートセンター事業 ・ボランティア助成制度「美助っ人さん」	-	有	・地域包括支援センター等への周知を通して、必要な人に適切にサービスを提供する。 ・シニアサポートセンターの登録者によるボランティア活動を推進する。	・地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が助成を受けられるよう、周知を図る。 ・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。 ・事務事業評価に基づき、ボランティア助成制度は令和2年度をもって廃止する。 ・シニアサポートセンターについて、現存の登録者によるボランティア活動を継続する。	・地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が助成を受けられるよう、周知を図った。 ・家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成した。 ・助成制度の廃止について、サービス利用者、提供者、関係機関等に周知を行った。 ・事務事業評価に基づき、ボランティア助成制度は令和2年度をもって廃止した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	見直し	有	・シニアサポートセンターの登録者によるボランティア活動を推進する。	・シニアサポートセンターについて、現存の登録者によるボランティア活動を継続する。	高齢者支援課				

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
								目標	計画									実績見込み
6	誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちづくり	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	66	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報を適時的確に発信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で安全メールへの登録を呼び掛ける。 ①安全メール登録者の増(15,500人) ②SNSとの連携	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で安全メールへの登録を呼び掛ける。 ・SNS(Facebook及びTwitter)を活用した配信を開始する。	・警察と連携し、迅速かつ確実な情報を配信した。 ・登録者数の増加に向け、広報上越や市HP、高齢者世帯訪問等で周知した。 ・SNS(Facebook及びTwitter)による配信を本年6月から開始した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・各種広報媒体や高齢者世帯訪問時の周知及び当市への転入者に安全メールの登録を呼び掛けたことにより、登録者数が増加した。 ・安全メール登録者数は15,500人になる見込みである。 ・警察と連携し、迅速かつ確実な情報を配信し、注意喚起や被害防止を図った。 ・SNSを活用した情報発信により、情報伝達先の拡大につながった。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に発信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・SNS(Facebook及びTwitter)による配信を行う。	市民安全課
				67	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	-	有	・津波ハザードマップについて、県が新たに公表した。津波浸水想定を踏まえ、避難方法等の検討を行い、ハザードマップを更新し全戸配布する。 ・洪水ハザードマップについて、県が新たに公表した。想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、ハザードマップを更新し素案を配布する。 ・防災行政無線システム等は、保守点検を行い常に使用できる状態を維持する。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事を引き続き行う。 ・「防災情報リンク集」について、新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的に実施する。	・津波ハザードマップについて、県が新たに公表した。津波浸水想定を踏まえ、避難方法等の検討を行い、ハザードマップを更新し全戸配布する。(一部の町内会の住民ワークショップはコロナにより延期とした。) ・洪水ハザードマップ 県が新たに公表した。想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、ハザードマップを更新し関係地区へ素案を配布した。 ・防災行政無線システム等の保守点検を行う。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事を引き続き行う。 ・防災情報リンク集 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持した。 中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事は中郷区については、屋外拡声子局の更新を完了し、戸別受信機の更新に着手した。板倉区及び清里区については、屋外拡声子局の更新を完了し、戸別受信機の更新を概ね計画どおり進めた。 ・防災情報リンク集 リンク先の更新によるアドレス変更等の対応を定期的に実施した。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、各種ハザードマップを多言語で配信した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	拡充	有	・洪水ハザードマップ 県が新たに公表する。想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、ハザードマップを更新し配布する。 ・洪水ハザードマップ 県が新たに公表した。想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、ハザードマップを更新し関係地区へ素案を配布した。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持する。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事を引き続き行う。 ・防災情報リンク集 リンク集を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 ・各種ハザードマップを多言語で配信し、外国人市民の防災知識の普及啓発を図る。	・洪水ハザードマップ 県が新たに公表する。想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、ハザードマップを更新し配布する。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行う。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事を引き続き行う。 ・防災情報リンク集 新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的に実施する。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、各種ハザードマップを多言語で配信する。	危機管理課 共生まちづくり課	
				68	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせた修正を行った。	・県計画の変更に合わせた修正を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせた修正を行う。	市民安全課
				69	要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要配慮者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援	-	無	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を98%以上とする。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備(整備率:98.0%)するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築した。 ・個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	無	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を99%以上とする。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	高齢者支援課
70	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・避難行動要支援者名簿作成 ・ヘルプカード・安全メールの活用	-	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布する。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成した。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に、より支援が必要であることを発信できるようヘルプカードを配布した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。	・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布する。	福祉課				
71	②自主防災活動の推進	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災士(防災リーダー)の養成	-	有	・自主防災組織未結成の町内会に対し結成を促すとともに、結成が難しい町内会に対しては発災時の避難体制を整えさせる。	・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施 ・自主防災組織未結成町内会に対し、訪問指導を実施 ・活動停滞組織に対し、訪問指導を実施 ・防災リーダー研修の実施	・防災士養成講座を開催した。 ・避難所運営訓練を28会場で実施した。 ・自主防災組織未結成の40町内会を訪問し、組織結成を促したほか、結成が難しい町内会には発災時の避難体制を整えさせた。 ・防災リーダー研修を13地区で実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・防災士(防災リーダー)の養成やハザードマップの活用方法に関する研修会を実施するなど、自主防災組織等の防災活動が活性化できるよう支援する。	・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施 ・活動停滞組織に対し、防災アドバイザーと共に訪問指導を実施 ・防災リーダー研修の実施	市民安全課			

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課		
								目標	実績見込み										
		(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	①防犯対策の充実	72	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯座談会を実施する。 ・防犯専門官等による高齢者世帯訪問を5,000世帯以上で実施する。	・地域の防犯意識の向上のため、高齢者を対象に防犯座談会を開催し、特殊詐欺の犯罪手口や効果的な対策などを周知する。 ・警察、各団体と連携し、年金支給日にあわせて、商業施設において特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・高齢者専門官等による高齢者世帯訪問を100%実施する。	・コロナ禍の影響により、老人会等からの防犯座談会の依頼がないことから、高齢者世帯訪問に重点をおいて啓発を実施した。 ・警察、各団体と連携し、年金支給日にあわせて、商業施設において特殊詐欺防止チラシを配布し、注意喚起した。 ・高齢者に広く注意喚起するため、地域包括支援センターの職員が高齢者宅を訪問する際に啓発チラシを持参し、注意点を伝えた。また、介護予防教室の参加者やふれあいランチサービス(弁当)配達時にも啓発チラシを持参し、注意喚起した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・コロナ禍により、高齢者を対象とした防犯座談会の派遣依頼が無いことから、高齢者世帯訪問に重点をおき取り組むことで高齢者へ啓発することができた。 ・高齢者世帯訪問数は5,000世帯以上になる見込みである。	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座等を実施する。 ・防犯専門官等による高齢者世帯訪問を6,000世帯以上で実施する。	・地域での防犯意識の向上のため、高齢者を対象に防犯座談会を開催し、特殊詐欺の犯罪手口や効果的な対策などを周知する。 ・警察、各団体と連携し、年金支給日にあわせて、商業施設において特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・防犯専門官等による高齢者世帯訪問を100%実施する。	市民安全課
				73	地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	-	有	・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を890団体、35,500人とする。 ・110ばん協力車の登録台数を5,600台にする。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。	・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため、広報上越(7月号)に防犯活動の特集を掲載する。 ・110番協力車によるながらハトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知する。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。	・広報上越(7月号)において、空き巣や特殊詐欺、不審者から身を守るため、自分でできる防犯対策を紹介した。 ・防犯の日、防犯週間の期間中における参加団体数・参加者数は883団体、35,043人であった(確定値)。 ・広報上越や啓発チラシにより、110ばん協力車の登録台数を呼び掛けた。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・110ばん協力車制度を各種広報媒体で周知し、町内会や事業所へ登録を呼び掛けたことにより、登録台数は増加している。また、日常的に市内を巡回することにより、犯罪の抑止及び防犯意識の向上につなげることができている。 ・コロナ禍の影響により、防犯の日及び防犯週間における活動を自粛した町内会等があり、参加団体数及び参加者数は目標に達しなかった。	-	有	・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を895団体、36,250人とする。 ・110ばん協力車の登録台数を5,750台にする。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。	・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため、広報上越(7月号)に防犯活動の特集を掲載する。 ・110ばん協力車によるながらハトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。	市民安全課
				74	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・住宅等の防犯対策の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	-	無	・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。	・保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。	・地域安全支援員、安全教育指導員、防犯専門官が保育園等に出向き、年代に応じた内容で防犯教室を実施した。 ・専門官等への派遣要請のなかった保育園等に対しては、実施内容について調査し、防犯教育が行われていることを確認した。 ・通学路点検において、要望のあった学校へ出向き、合同点検を実施。関係機関と共に、学校側の要望内容を確認し、対応を協議した(1小学校、1中学校)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・防犯教室では、参加・体験型の内容を盛り込むなど、年齢に応じた内容となるよう工夫し、いざという時の対応方法を身につけた。	-	無	・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。	・保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。	市民安全課
		(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	75	要援護世帯を支援するため、雪害による安否確認や除雪支援の必要性等を情報収集します。	・雪害による安否確認や除雪支援の必要性等の情報収集	-	有	・支援が必要な世帯への確に助成を行い、要援護世帯の冬期間における雪害事故を防止し、生活の安全確保を図る。	・民生委員へ対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、助成する。	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行う見込み。 ・決定世帯数見込5,950世帯	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底することで、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行い、要援護世帯の冬期間における生活の安全を確保することができる見込み。	-	有	・支援が必要な世帯への確に助成を行い、要援護世帯の冬期間における雪害事故を防止し、生活の安全確保を図る。	・民生委員へ対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、助成する。	高齢者支援課
				76	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	・除雪費の一部助成	-	有	・要援護世帯の除排雪費用の実態把握や近年の降雪状況などの分析・検証を行い、助成限度額の適正化を図るための検討を行う。	・全市域において助成限度額を超えて個人負担で支払った除雪費用を分析・検証し、助成限度額の適正化を図るための検討を行う。	・全市域において助成限度額を超えて個人負担で支払った除雪費用を分析・検証し、助成限度額の適正化を図るための検討を行う見込み。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・除排雪の場所や方法、除雪の頻度などの実態を把握し、助成限度額の見直しを検討し、助成限度額の適正化を図る見込み。	-	有	・要援護世帯の除排雪費用の実態把握や近年の降雪状況などの分析・検証を行う。	・全市域において助成限度額を超えて個人負担で支払った除雪費用等を分析・検証を行う。	高齢者支援課
				77	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童の安全確保を図ります。	・小・中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	-	有	・小・中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪が可能か除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R2年度の冬期道路交通確保除雪計画に登録し、除雪を行う。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪が可能か除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R2年度の冬期道路交通確保除雪計画に登録し、除雪を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・小・中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図ることができた。	-	有	・小・中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪が可能か除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R3年度の冬期道路交通確保除雪計画に登録し、除雪を行う。	道路課(雪対策室)
				78	中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	・集落内の主要生活道の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託	-	有	・引き続き7地区11集落に対して支援業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。	・7地区11集落へ支援業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について引き続き検討を行っていく。	・引き続き、7地区11集落へ支援業務を委託した。 ・あわせて、新たなニーズや支援の在り方について調査、分析していく。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・昨年同様7地区11集落へ支援業務を委託したが、新たな支援の在り方等については、引き続き関係課で協議を継続している。	-	有	・引き続き7地区11集落に対して支援業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。	・7地区11集落へ支援業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について引き続き検討を行っていく。	自治・地域振興課
				79	中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援	-	有	・中山間地域の各区内において制度の活用を働きかけ、除雪や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金 3地区×5万円	・3地区において事業実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・住民組織等の除雪ボランティア活動を支援することが主な支援となっており、冬期間に向けて住民組織等へ当該補助金の活用を促したことにより、3地区の住民団体が取組の見込みである。	-	有	・中山間地域の各区内において制度の活用を働きかけ、除雪や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金 3地区×5万円	自治・地域振興課

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
									計画	実績見込み									
7	誰もが安全かつ快適に暮らせるまちづくり	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	80	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づき市の施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつけた。 ・事前協議での適合率は、100%であった。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	共生まちづくり課	
				81	民間の公共施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づく民間施設(病院、社会福祉施設、商業施設等)の整備に係る協議・指導・助言の実施	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設(病院、社会福祉施設、商業施設等)の整備に係る協議・指導・助言の実施	-	無	・民間の公共施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を55%(県の目標値)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底した。 適合率見込み:50%	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	無	・民間の公共施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議・指導・助言を実施し、目標の適合率をほぼ達成できる見込みである。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。	共生まちづくり課	
				82	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。	・改修工事実施前、実施後の訪問件数:100件	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	高齢者支援課
				83	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用の補助を行った。(3件)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。	福祉課
				84	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	・空き家対策に関する啓発のほか、所有者等に対して空き家等の適切な管理に向けた助言・指導の通知や適正管理の依頼を行い、危険な空き家が除却されるなど、安全安心な生活環境の確保に向けた取組を行い、空き家を要因とした事故の発生は現時点で無い。	・空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。
85	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。	・補助金の交付	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の保存と活用を推進することにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の保存と活用を推進することにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。 ・補助率:1/2 補助限度額:500千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の保存と活用を推進することにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。 ・補助率:1/2 補助限度額:500千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の保存と活用を推進することにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。 ・補助率:1/2 補助限度額:500千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の保存と活用を推進することにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の保存と活用を推進することにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。 ・補助率:1/2 補助限度額:500千円	・申請のあった工事に補助金を交付し、市民による雁木の整備を推進した。 ・今後も雁木のある地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の保存と活用を推進することにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。 ・補助率:1/2 補助限度額:500千円	文化振興課		

第4次人まち計画での位置付け				令和2年度										令和3年度(案)				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況 (取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況 (事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価	取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課
									計画	実績見込み								
8 誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します。	(1)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。	①安全・安心な歩道・道路の整備	86	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 L=0.7km(7路線) 【道路築造】 L=0.2km(11路線)	【歩道築造】 L=0.7km(7路線) 【道路築造】 L=0.2km(11路線)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・道路整備計画に基づき、計画的に歩道及び道路整備を実施した。	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 L=1.4km(6路線) 【道路築造】 L=0.4km(10路線)	道路課
			87	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・予算計上箇所(通学路)への防犯灯の設置(4か所)、撤去(1か所)、取替(1か所)。 ・市が管理する防犯灯の適正な維持管理	・上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基づき、防犯灯を4か所新設したほか、1か所撤去し、1か所取替えた。 ・市が管理する防犯灯を適正に維持管理した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基づき設置し、安全を確保した。	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・新設予算計上箇所への防犯灯の設置 ・市が管理する防犯灯の適正な維持管理	市民安全課
			88	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置 ・市が管理するカーブミラーの適正管理	・カーブミラーの設置基準に基づき、必要な箇所に設置した。 ・市が管理するカーブミラーを適正に維持管理した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・設置基準に基づきカーブミラーを設置し、安全を確保した。	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置 ・市が管理するカーブミラーの適正管理	市民安全課
	(2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう地域公共交通の向上を推進します。	①地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	89	地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編	-	有	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線バスの再編を行う。	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線再編の詳細の検討、地域住民、関係団体、事業者との協議、関係機関との調整等を行い、年度計画に沿って再編を実施する。	・令和2年度中及び令和3年度当初に再編を実施するバス路線について、地区公共交通懇話会、住民説明会などの場で、タイヤやルート、運行形態等の詳細を説明し、年度計画に沿って再編を進めた。 ・観光需要を目的とした、実証運行について、新型コロナウイルスの影響により、実施時期が未定である。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・地区公共交通懇話会や住民説明会を通して、地域住民の理解を十分得ながら、再編を進めており、公共交通の利便性と効率性の向上につなげることができる見込みである。 ・板倉区内の路線において、観光需要を目的とした実証運行を予定しているが、新型コロナウイルスの影響により、実施時期が未定であり、今年度中の実施の目途が立たない状況にある。	-	有	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線バスの再編を行う。	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線再編の詳細の検討、地域住民、関係団体、事業者との協議、関係機関との調整等を行い、年度計画に沿って再編を実施する。 ・令和2年度に再編を実施した、バス路線の評価・検証を行い、市の財政負担の削減効果や、評価結果について、地域住民と情報を共有し、継続的に見直しを行う。	交通政策課
			90	運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	拡充	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 ※以下、数値は令和2年度の予算要求額を記載 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 59,261千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 5,706千円 バス運行対策費補助金 73路線 387,939千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 1,927千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 59,261千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 5,706千円 バス運行対策費補助金 73路線 387,939千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 1,608千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付し、生活交通の維持確保を行う見込みである。 ・住民団体等が主体となって導入する互助の取組に補助金を交付し、主にバス路線廃止後の住民の移動手段を確保している。	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 ※以下、数値は令和2年度の予算額を記載 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 59,261千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 5,706千円 バス運行対策費補助金 73路線 387,939千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 1,927千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する補助金の交付	交通政策課	
			91	分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組めます。	・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。	-	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえて、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。 ・バス事業者に補助金を交付し、バスの位置情報が把握できるシステムを整備することで、バス利用者の利便性を高める。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付 バス運行対策費補助金 3路線 1,697千円	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付 バス運行対策費補助金 3路線 1,697千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・法定協議会や利用者の意見を踏まえて、総合時刻表及び啓発資料の作成方法や内容に改善を加えるなど、公共交通の更なる利用促進を行っている。 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの位置情報が把握できるシステムを整備することで、バス利用者の利便性を高めている。	拡充	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。 ・バス事業者に補助金を交付し、バスの位置情報が把握できるシステムを整備することで、バス利用者の利便性を高める。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付 ※以下、数値は令和2年度予算額を記載 バス運行対策費補助金 3路線 1,697千円	交通政策課
	92	運行の安全性・快適性の向上に取り組めます。	・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	-	無	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組むとともに、障害のある人が安心して外出できるよう検討し、障害者など交通弱者の移動手段を確保する	・福祉タクシーの導入支援のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券の助成(年額24,000円)、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行う。 ・福祉タクシーの導入のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。	A:計画どおりすべて実施(100%)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行ったが、補助申請を行う団体はなかった。	-	無	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組むとともに、障害のある人が安心して外出できるよう検討し、障害者など交通弱者の移動手段を確保する	・福祉タクシーの導入支援のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券の助成(年額24,000円)、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。	交通政策課 福祉課		

令和2年度 公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく主な施設整備

No.	施設名	整備内容	公共建築物ユニバーサルデザイン指針 に該当する主な指針項目
1	町家交流館高田小町	・建物と駐車場出入口の段差解消 ・第3駐車場の整備	■[基本]6-1-(1) 路面・床 ■6-2-2 (2) 駐車場
2	上越文化会館	・1階男子トイレ小便器更新(1基)	■[基本]6-3-(1) トイレ
3	中郷二本木駅	・駐車場等アスファルト舗装改修 ・駐車場区画線の敷設	■[基本]6-1-(1) 路面・床 ■[基本]6-2-2-(2) 駐車場 ■[推奨]6-2-2-(2) 駐車場(2重駐車ライン敷設)
4	柿崎コミュニティプラザ	・1階男女和式トイレの洋式化 ・1階東側トイレを多目的トイレに改修 ・2階男女和式トイレの洋式化	■[基本]6-3-(1) トイレ
5	千寿園	・トイレ便座を洗浄機能付き暖房便座へ取替修繕(5基) ・調理員用トイレの洋式化	■[基本]6-3-(1) トイレ
6	上越地域医療センター病院	・駐車場区画線引き直し (東側、西側、南側の患者用駐車場)	■[基本]6-2-2-(2) 駐車場 ■[推奨]6-2-2-(2) 駐車場(2重駐車ライン敷設)
7	有田保育園	・駐車場改修工事	■[基本]6-1-(1) 路面・床
8	温泉の宿久比岐野	・浴槽の増築 ・浴槽面積に対応した洗い場、脱衣室に改修	■[基本]6-3-(6) 浴室・シャワー室・脱衣室
9	五智公園	・公園内トイレ改築による多目的トイレ設置	■[基本]6-3-(1) トイレ
10	美守小学校	・体育館和式トイレの洋式化(男女各1基)	■[基本]6-3-(1) トイレ
11	上下浜小学校	・2階和式トイレの洋式化(男女各1基)	■[基本]6-3-(1) トイレ
12	牧中学校	・1階和式トイレの洋式化(男女各1基)	■[基本]6-3-(1) トイレ
13	針小学校	・既存トイレ改修 ・トイレ新設 ・外構整備(駐車場)	■[基本]6-3-(1) トイレ ■[基本]6-2-2-(2) 駐車場
14	高田図書館	・1階女子和式トイレの洋式化(1基) ・1階職員用男女和式トイレの洋式化(2基) ・2階男女和式トイレの洋式化(3基)	■[基本]6-3-(1) トイレ
15	柿崎第1庭球コート	・テニスコート駐車場にタイマー式のLED照明を設置	■[基本]6-1-(6) 光環境
16	中郷総合体育館	・駐車場アスファルト舗装改修 ・駐車場区画線の引き直し	■[基本]6-1-(1) 路面・床 ■[基本]6-2-2-(2) 駐車場 ■[推奨]6-2-2-(2) 駐車場(2重駐車ライン敷設)

人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の実施について（案）

1 調査目的

この調査は、第4次人にやさしいまちづくり推進計画（以下「4次計画」という。）が令和3年度で終了することから、評価指標の達成状況を確認し、今後の施策の方向性を検証するため実施するもの。

2 調査方法等

(1) 対象

- ・上越市在住 18 歳以上の市民 4,000 人（回答率 50%を想定）
- ・住民基本台帳(令和2年10月1日時点)により、18 歳以上 30 歳未満、30 代、40 代、50 代、60 代、70 代、80 歳以上の 7 階層から男女別の人口比に基づき無作為抽出

(2) 方法

調査用紙を郵送で配付し、郵送またはオンラインで回答

※オンライン回答時、用紙は回収しない。また、郵送とオンラインの二重回答を防ぐため、整理番号で管理

(3) 時期

令和2年10月下旬～11月25日（水）

3 調査項目

4次計画では、基本目標の施策の評価を行うための目標値を設定している。その評価指標が達成されているかを確認するための調査項目とする。（評価指標 14 項目）

4 今後のスケジュール

令和2年10月	本推進会議で意識調査内容を審議
10月	意識調査対象者の抽出
10月	意識調査の発送、回収
11月	意識調査の集計
12月	本推進会議で意識調査結果を報告

評価指標の設定

■ 評価指標一覧

単位：%

基本方針	評価項目 ※1	調査結果								全体の平均値を上回っている年代の平均値 ※4	評価指標 (小数点以下切上げ)
		全体の平均値	20歳代 ※2	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 ※3	80歳代以上		
1	市が、だれもが快適に暮らせる「人にやさしいまちづくり」を推進していることを知っている市民の割合	20.7	6.4	8.6	11.6	16.3	22.6	32.1		28.0	28
	「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っている市民の割合	36.1	62.1	44.0	45.5	46.9	31.8	21.9		47.6	48
	「バリアフリー」という言葉を知っている市民の割合	82.2	92.7	93.1	93.5	94.1	85.2	63.9		90.7	91
2	高齢者、障害者等が学べる環境が整っていると感じる市民の割合	32.1	33.7	26.1	31.7	25.6	27.8	41.7		40.5	41
3	高齢者、障害者等が働ける環境が整っていると感じる市民の割合	22.4	32.6	31.2	23.1	15.6	16.5	26.6		27.1	28
4	福祉に関するサービスが整っていると感じる市民の割合	62.6	59.6	54.1	62.2	61.1	66.8	62.9	68.9	65.9	66
	医療に関するサービスが整っていると感じる市民の割合	60.1	59.6	50.2	56.8	54.4	63.3	66.2	67.3	65.2	66
5	ボランティアをしたことのある市民の割合	35.6	43.1	40.4	34.7	35.0	35.4	33.3		41.4	42
6	災害時にどのように行動すればよいか知っている市民の割合	73.6	61.1	65.9	73.8	71.3	80.7	74.5		76.6	77
7	市の施設を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	57.4	53.7	61.2	61.4	57.8	52.6	58.8		59.4	60
	民間の施設を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	46.9	49.5	54.9	52.3	44.7	37.8	50.5		51.6	52
	自身の住宅を、高齢者、障害者等が安全で、快適に生活できていると感じる市民の割合	44.8	43.2	37.0	32.1	35.9	49.1	55.2		52.5	53
8	歩道や道路を、高齢者、障害者等が安全で、安心して利用できていると感じる市民の割合	28.5	29.5	26.6	21.9	16.9	21.7	44.3		42.1	43
	鉄道や路線バスなどの公共交通機関を、高齢者、障害者等が安全で、快適に利用できていると感じる市民の割合	28.5	35.8	29.5	27.1	18.7	23.4	37.4		35.6	36

網掛け部 … 全体の平均値を上回っている年代

※1 基本方針1~3、5~8は「平成28年上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査」から、基本方針4は「平成26年上越市市民の声アンケート」から評価項目を選定

※2 基本方針4の「20歳代」には18歳、19歳を含む

※3 基本方針1~3、5~8の「70歳代」には80歳代以上を含む

※4 年代別の回答者数に差があるため、加重平均を採用

人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査(案)

■実施目的 市では、「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせる、「人にやさしいまち」を目指し、様々な施策を進めています。

今回の市民意識調査は、「第4次人にやさしいまちづくり推進計画」の達成状況を把握し、今後の参考とするため実施するものです。

※同封の「人にやさしいまちづくり推進計画の豆知識」を参考にしながら、お答えください。

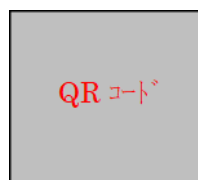
■回答方法 本調査用紙、もしくはオンラインのいずれかで回答してください。

【本調査用紙の場合】

ボールペンや濃い鉛筆などで、この調査票に直接記入してください。

【オンラインの場合】

スマートフォンやパソコンで以下のQRコードを読み取っていただくか、URLを入力して回答ページを開き、入力してください。



もしくは、

URL: <https://www.oooo.oooo>

※ 同封の返信用封筒に記載してある整理番号の入力が必要です。

※ オンライン回答後、本調査用紙の返信は不要です。

■締め切り

令和2年11月25日(水) (当日消印有効)

※ 集計作業の都合から、締め切り後の回答は調査結果に反映できません。
必ず締め切り日までに返信くださるようお願いいたします。

※ 整理番号は、郵送とオンライン回答の二重回答を防ぐために便宜的に入力していただくもので、回答者を特定するためのものではありません。

あなた自身のことについてお聞きします。当てはまるところに○を付けてください。
(統計処理のため、必ずお答えください)

性別	男	女
----	---	---

年代	10. 20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
----	---------	-----	-----	-----	-----	-------

区 地域自治 の お住まい	合併前 上越市	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区
	頸城区	吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区

質問はここからです。

上越市において、当てはまると思う回答を1つ選び、○を付けてください。

問1 市では、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくり（人にやさしいまちづくり）に取り組んでいます。あなたは、このことを知っていますか。当てはまるもの 1つ に○を付けてください。

① 知っている。内容も理解している	② 知っている。内容も少し理解している	③ 聞いたことはあるが、内容は知らない	④ 全く知らない
-------------------	---------------------	---------------------	----------

問2 あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。当てはまるもの 1つ に○を付けてください。

① 知っている。内容も理解している	② 知っている。内容も少し理解している	③ 聞いたことはあるが、内容は知らない	④ 全く知らない
-------------------	---------------------	---------------------	----------

問3 あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。当てはまるもの 1つ に○を付けてください。

① 知っている。内容も理解している	② 知っている。内容も少し理解している	③ 聞いたことはあるが、内容は知らない	④ 全く知らない
-------------------	---------------------	---------------------	----------

問 4 あなたは、高齢者、障害のある人等が学校教育や社会教育など、学べる環境が整っていると思いますか。当てはまるもの 1つ に○を付けてください。また、「③」「④」と回答した方はその理由をお書きください。

① そう思う	② どちらかといえば そう思う	③ どちらかといえ ばそう思わない	④ そう思わない
--------	--------------------	----------------------	----------

⇒ 「③」または「④」と回答した方はその理由をお書きください。

--

問 5 あなたは、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますか。当てはまるもの 1つ に○を付けてください。また、「③」「④」と回答した方はその理由をお書きください。

① そう思う	② どちらかといえば そう思う	③ どちらかといえ ばそう思わない	④ そう思わない
--------	--------------------	----------------------	----------

⇒ 「③」または「④」と回答した方はその理由をお書きください。

--

問 6 あなたは、福祉に関するサービスが整っていると思いますか。当てはまるもの 1つ に○を付けてください。また、「③」「④」と回答した方はその理由をお書きください。

① そう思う	② どちらかといえば そう思う	③ どちらかといえ ばそう思わない	④ そう思わない
--------	--------------------	----------------------	----------

⇒ 「③」または「④」と回答した方はその理由をお書きください。

--

問 7 あなたは、医療に関するサービスが整っていると思いますか。当てはまるもの 1 つに○を付けてください。また、「③」「④」と回答した方はその理由をお書きください。

① そう思う	② どちらかといえば そう思う	③ どちらかといえ ばそう思わない	④ そう思わない
--------	--------------------	----------------------	----------

⇒「③」または「④」と回答した方はその理由をお書きください。

問 8 あなたは、ボランティアをしたことがありますか。当てはまるもの 1 つに○を付けてください。

① 定期的・継続的にボ ランティアをしたこ とがある（している）	② 単発的なボランテ ィアをしたことがあ る	③ したことはない が、ボランティアに 興味・関心はある	④ したことはない し、ボランティアに 興味・関心もない
--	------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

問 9 あなたは、災害時にどのように行動すればよいか知っていますか。当てはまるもの 1 つに○を付けてください。

① 知っている	② どちらかといえば 知っている	③ どちらかといえ ば知らない	④ 知らない
---------	---------------------	--------------------	--------

問 10 市の施設は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。当てはまるもの 1 つに○を付けてください。また、「③」「④」と回答した方はその理由をお書きください。

① そう思う	② どちらかといえば そう思う	③ どちらかといえ ばそう思わない	④ そう思わない
--------	--------------------	----------------------	----------

⇒「③」または「④」と回答した方はその理由をお書きください。

問 11 民間の施設（病院、社会福祉施設、商業施設など）は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。当てはまるもの 1つ に○を付けてください。また、「③」「④」と回答した方はその理由をお書きください。

① そう思う	② どちらかといえば そう思う	③ どちらかといえ ばそう思わない	④ そう思わない
--------	--------------------	----------------------	----------

⇒ 「③」または「④」と回答した方はその理由をお書きください。

問 12 あなたの住宅は、高齢者、障がいのある人等が安全で快適に生活できる住宅だと思いますか。当てはまるもの 1つ に○を付けてください。また、「③」「④」と回答した方はその理由をお書きください。

① そう思う	② どちらかといえば そう思う	③ どちらかといえ ばそう思わない	④ そう思わない
--------	--------------------	----------------------	----------

⇒ 「③」または「④」と回答した方はその理由をお書きください。

問 13 歩道や道路は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。当てはまるもの 1つ に○を付けてください。また、「③」「④」と回答した方はその理由をお書きください。

① そう思う	② どちらかといえば そう思う	③ どちらかといえ ばそう思わない	④ 思わない
--------	--------------------	----------------------	--------

⇒ 「③」または「④」と回答した方はその理由をお書きください。

問 14 鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。当てはまるもの 1つ に○を付けてください。また、「③」または「④」と回答した方はその理由をお書きください。

① そう思う	② どちらかといえば そう思う	③ どちらかといえ ばそう思わない	④ 思わない
--------	--------------------	----------------------	--------

⇒ 「③」または「④」と回答した方はその理由をお書きください。

問 15 「人にやさしいまちづくり」について、日頃感じていることや思うことなど、ご意見がありましたらお書きください。

(自由記載)

調査は以上です。
ご協力ありがとうございました。



人にやさしいまちづくり推進計画の豆知識

1

上越市人にやさしいまちづくり条例とは

上越市では、男性も女性も、お年寄りも若者も、障害のある人もない人も、ともに支えあい助けあいながら、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組むことにより、誰もが豊かで住みよいまちづくりを進めることを目的に、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。

条例では、「市、事業者（会社や商店、工場などを営んでいる人）、市民」それぞれが責任をもって協力すること明記し、人にやさしいまちづくりを進めるため「人にやさしいまちづくり推進計画」を策定することとしています。また、高齢者、障害のある人、事業者等の様々な人から構成される「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」を設置し、人にやさしいまちづくりの推進に関する事業がきちんと進められているかを調査したり、意見を述べるができることとしており、開かれた市政とすることを定めています。

2

人にやさしいまちづくり推進計画とは

社会におけるあらゆる障壁を取り除き、「高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること」が『誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちにつながる』という考えの下、その実現に向け、施策を推進するための計画です。



社会におけるあらゆる障壁とは



■意識上の障壁

自分とは無関係・自分とは違う人というような偏見や差別、かわいそうだから・気の毒だからという同情の意識は、時に、心ない言葉や人間としての尊厳を傷つける行為に姿を変え、高齢者や障害のある人等が社会参加をしようとするときの最大の障壁となります。

■制度的障壁

障害があることを理由に資格・免許等を取得できない、点字などによる試験の対応ができないために入学・就職等ができない、性別により給与・昇進に格差があるなどの事例は「すべての人の参加」を阻む障壁です。

■文化・情報面での障壁

高齢者や障害のある人、子ども、外国人など、情報入手の手段が限られてしまう人たちにとって、音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい絵文字やサイン表示がないなど、文化・情報面での配慮が十分でないと、社会生活を送る際に大きな障壁となります。

■物理的障壁

歩道の段差、路上の放置自転車、乗降口に段差があるバスや電車、ホテルやスーパーマーケットなどの出入口の段差・狭いトイレなど、これらは、車いすの利用者や身体機能の低下した高齢者のみならず、妊産婦やベビーカーを使用している人などにとっても、移動する際の大きな障壁となります。

人にやさしいまちづくり推進計画で目指すまちの姿とは

これらのさまざまな障壁をなくし、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを促進するために、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」では、8つの基本方針を設定し、目指すべき姿を定めて推進しています。

目指すべき人にやさしいまちの姿

誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち

基本的な考え方

あらゆる障壁のないまちづくり

基本方針 1

誰もが理解し合えるまちづくり

～誰もがお互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します～

基本方針 2

誰もが学べるまちづくり

～誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します～

基本方針 3

誰もが働けるまちづくり

～誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します～

基本方針 4

誰もが健康に暮らせるまちづくり

～誰もが生涯を通じて、健やかに暮らせるまちを目指します～

基本方針 5

誰もがお互いに支え合うまちづくり

～共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します～

基本方針 6

誰もが安心して暮らせるまちづくり

～誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します～

基本方針 7

誰もが快適に暮らせるまちづくり

～公共空間や居住空間で、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します～

基本方針 8

誰もが移動しやすいまちづくり

～誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します～

「ユニバーサルデザイン」の推進

■ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の様々な状況や身体能力などに関わらず、すべての人に使いやすいまちや建物、環境、サービスなどを工夫しようとする考え方です。

■ユニバーサルデザインの7原則とは

ユニバーサルデザインという言葉を使い始めたのはアメリカの建築家で、自身も車いすを利用していた、故ロナルド・メイス氏とされています。メイス氏は、ユニバーサルデザインを実現するための7つの原則を提唱しました。

- ① だれでも利用できること
例：エレベーターや洋式トイレ
- ② いろいろな方法を自由に選べること
例：高さが調節できるいすや机
- ③ 使い方が簡単で、すぐにわかること
例：お年寄りや子どもにも簡単に使える携帯電話
- ④ 必要な情報がすぐに理解できること
例：道路の案内板
- ⑤ うっかりミスや危険につながらないデザインであること
例：人や物が当たると火が消えるファンヒーター
- ⑥ 無理な姿勢をとることなく、弱い力でも楽に使用できること
例：レバー式の蛇口やドアハンドル
- ⑦ 近づきやすく、使いやすいサイズ・広さになっていること
例：小さい子どもにも握りやすい手すり

■バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

高齢者や障害のある人が、建物や乗り物などを利用する際に不便を感じずに生活できるよう障壁(バリア)を取り除くことをバリアフリーといいます。

「ユニバーサルデザイン」は、高齢者や障害のある人だけでなく、みんなが利用しやすいようにデザインすることをいいます。



自動式のじゃ口



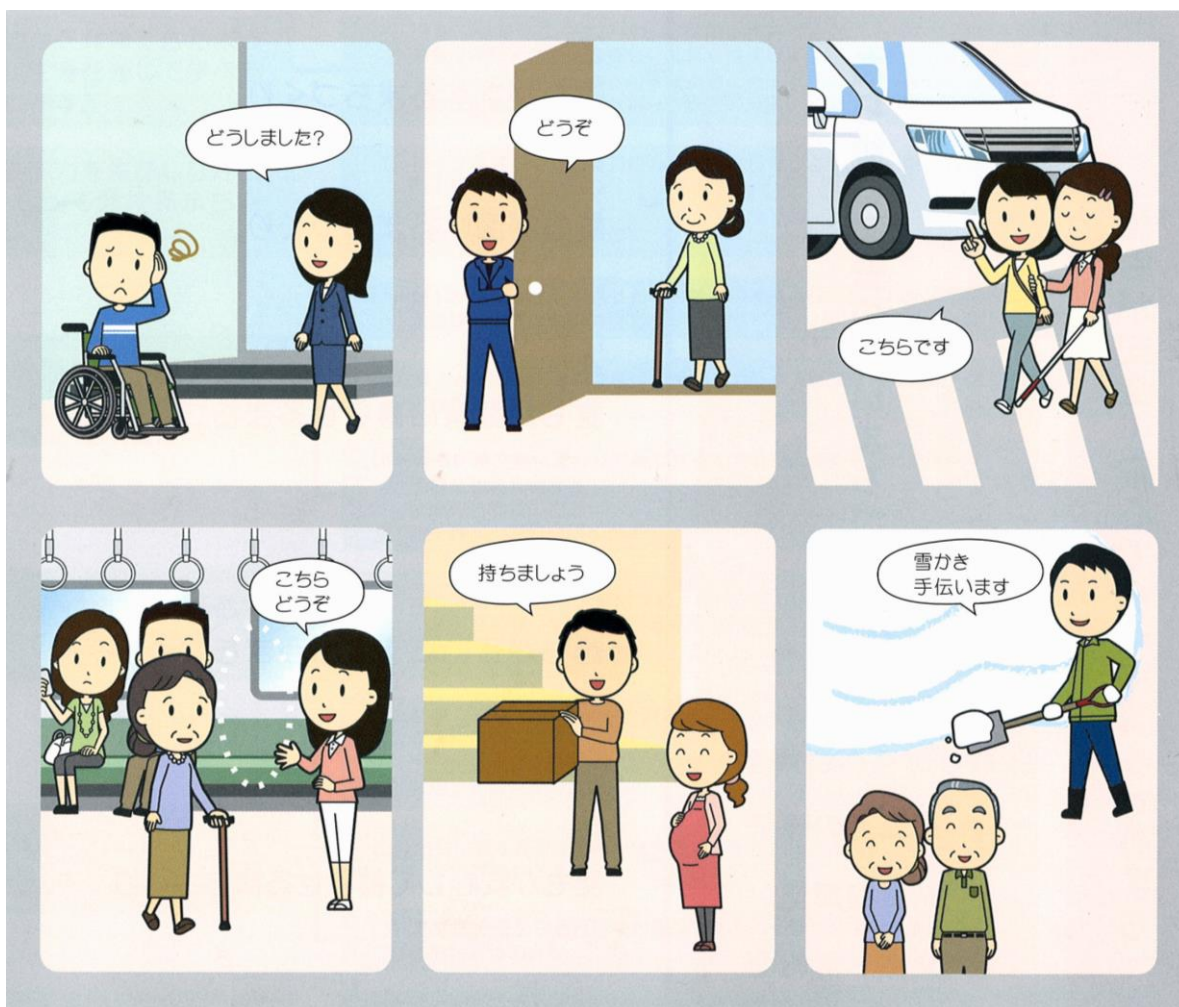
段差がなく点字ブロックがある入口

「心のユニバーサルデザイン」の推進

誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちをつくるためには、すべての人の理解と協力、努力が必要不可欠です。その根本にあるのは、すべての人の心・意識から、偏見や差別をなくすこと、すなわち「心のユニバーサルデザイン」を推進しなければならないということです。

わたしたち一人ひとりがいろいろな人の立場になって、思いやり・譲り合い・助け合い、相手の立場になってやさしい気持ちで接することができれば、自然に意識上の障壁は取り払われ、人が人にやさしいまち、本当の「人にやさしいまち」が実現するでしょう。困っている人を見かけたら、声をかけてみましょう。子どもから大人まで、誰でもすぐに始めることができ、これが人にやさしいまちづくりへの大事な一歩です。

上越市では、心のユニバーサルデザインを含む人にやさしいまちづくりの精神とその必要性を積極的な啓発活動を通じ、市・事業者・市民に浸透させるとともに、それぞれが心のユニバーサルデザインを実践することにより、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指します。



市・市民・事業者の協力

人にやさしいまちづくりは、市だけ、あるいは事業者や市民だけの努力で実現するものではありません。市・事業者・市民が様々な場面でお互いに協力しながら人にやさしいまちづくりを推進します。

人にやさしいまちづくりの原動力として

- ①人にやさしいまちづくりへの理解と実践
- ②施設等の利用の妨げの禁止
- ③市の施策への協力



市民

人にやさしいまちづくりの協力団体として

- ①事業活動における配慮
- ②施設等の利用の妨げの禁止
- ③市の施策への協力



事業者

市

人にやさしいまちづくりの案内役として

- ①基本的かつ総合的な施策の策定、実施
- ②市・事業者・市民の連携への支援
- ③事業者・市民への支援



「人にやさしいまちづくり推進計画の豆知識」に関するお問い合わせは…

上越市 自治・市民環境部 共生まちづくり課 共生係

電話：025-526-5111（内線 1396）へ